

令和 3 年

第 2 回美濃市議会臨時会会議録

令和 3 年 5 月 13 日 開会

令和 3 年 5 月 13 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和3年第2回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月13日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
承第2号・承第3号・承第6号・議第42号（総務部長 瀬瀬敬久君）	5
承第4号・承第5号・議第43号（民生部長（福祉事務所長） 小森 誠君）	9
議第44号（秘書課長 高橋保雄君）	10
休憩	11
再開	11
質疑	11
委員会付託省略（承第2号から議第44号まで）	11
討論	11
議案の採決	12
議案の上程	13
議案の説明	
議第45号（市長 武藤鉄弘君）	14
質疑	14
委員会付託省略（議第45号）	14
討論	14
議案の採決	14
休憩	14
再開	15
議案の上程	15
議案の説明	
市議第3号（12番 山口育男君）	15

休憩	16
再開	16
質疑	16
委員会付託省略（市議第3号）	18
討論	18
議案の採決	19
休憩	19
再開	19
各常任委員会委員の選任	19
休憩	20
再開	20
議長の辞職許可について	20
議長の選挙	21
休憩	22
再開	22
副議長の選挙	22
休憩	24
再開	24
議会運営委員会委員の選任	24
休憩	24
再開	24
総合計画・地方創生特別委員会委員の選任	25
休憩	25
再開	25
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	26
閉会の宣告	26
市長挨拶	26
会議録署名議員	28

美濃市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和3年5月13日に令和3年第2回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和3年5月6日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1 専決処分の承認について
令和2年度美濃市一般会計補正予算（第12号）
- 1 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
令和3年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
- 1 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について
- 1 美濃市監査委員の選任について

令和 3 年 5 月 13 日

令和 3 年第 2 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 5 月 13 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 2 号 専決処分の承認について
令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 12 号)
- 第 4 承第 3 号 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 承第 4 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 承第 5 号 専決処分の承認について
美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 承第 6 号 専決処分の承認について
令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第 42 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第 43 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議第 44 号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について
- 第 11 議第 45 号 美濃市監査委員の選任について
- 第 12 各常任委員会委員の選任
- 第 13 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

第 1 から第 13 までの各事件

(追加日程)

市議第 3 号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について
議長 の 辞職許可について
議長 の 選挙
副議長 の 選挙
総合計画・地方創生特別委員会委員の選任
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君

9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子		

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第2回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただき誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力のおほどよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

5月となりまして、山々の緑がだんだん濃くなって、いよいよ夏が近づくなあと、こんな季節になってまいりました。しかし、朝晩は少しひんやりとしておりますので、体調には十二分に御留意いただければなあと、こんな思いでございます。

本日は、令和3年第2回美濃市議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ御出席賜り誠にありがとうございます。

さて、新年度がスタートしまして1か月が経過いたしました。昨年から続いているコロナ感染症は、まだ今も続いておりまして、なかなか十分な平時における行政サービスの運営が困難と、こんなふうなことになっております。

今年をしてみますと、早くから美濃まつりをはじめ、大矢田ひんここ祭、地域の祭りなど、春にちなんだ多くのイベントが中止あるいは縮小、延期となっております。今までにない静かな春を迎えました。非常に寂しい思いをしていますけれども、一日も早くコロナ感染症が収束し、平常に戻ることを期待するものでございます。

そんな中でありましたけれども、4月1日から新しくできた健康文化交流センター、通称みのエネプラザがオープンしました。このプラザにつきましては、コロナ感染症のワクチンの接種ということで使うことにしましたけれども、5月の連休には、1日には美濃市の表彰式開催、2日には美濃ロータリークラブ65周年記念として、粥川愛さんによりますピアノリサイタルということで、大変すばらしい幕開けを切っていただきました。しかしながら、県のまん延防止措置等々を踏まえまして、4日からの市民による公演については中止とさせていただきます。大変残念でありますけれども、市民の方々には大変迷惑をかけたなあと、

こんな思いでございます。

ワクチンの接種につきましては、一応6月末まではみのエネプラザを使い、その後はみの観光ホテルを使って実施するというので、市民の皆様には7月1日からあの施設を使いながら、交流、文化の向上、こんなことに邁進いただければなあと思っております。

今現在、5月8日土曜日からワクチンの接種を始めました。まだワクチンが届いておりませんので、本格的に実施をするのは17日以降となりますけれども、ここからは本格的な実施ということで、水曜日、木曜日の午後、土曜日、日曜日の一日中ということで、第1回目については、順調にワクチンが届けば6月中旬頃までには1回目のワクチンの接種が終わるかなあと、こんな計画でやっておりますので御理解をいただきたいと思っておりますし、多くの方々にもこの日程につきまして近々のうちに出させていただきますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、令和2年度美濃市一般会計補正予算など専決処分が5件、令和3年度補正予算が2件、条例制定が1件、人事案件1件の計9件でございます。議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、御審議を賜り、適切な御判断をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 文男君） ここで、令和3年4月1日に教育長の職に就任されました島田昌紀君から御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、これを許可します。

教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 議長より発言をお許しいただきましたので、教育長への就任に当たり、市議会の皆様に御挨拶申し上げます。

このたび、市議会の同意をいただき、令和3年4月より教育長を拝命しました島田昌紀でございます。どうかよろしくお願いいたします。

私は、本年3月末までの36年間の半分以上を、この美濃市内の小・中学校の教育現場で勤めてまいりました。また、管理職として他市で5年間の経験も積ませていただきました。こうした経験を生かし、第6次総合計画の基本目標にあります「子どもたちが誇りに思う輝くまち」の達成に向けて、第2期教育大綱に掲げる4つの基本方針に基づく8つの重点施策を推し進め、ふるさと美濃に誇りと愛着を持ち、ふるさとの未来を担う人づくりに取り組んでいきたいと考えております。

中でも学校教育におきましては、特に学力向上を目指したICT活用の推進と、学校・家庭・地域との連携を図るための新たな仕組みづくり及び人権感覚を育てる教育の充実に取り組んでまいります。また、社会教育の分野においては、スポーツ、生涯学習、文化・芸術等それぞれの活動の推進及び青少年の健全育成にも力を注ぎながら、樋口前教育長の6年間の多くの実践と実績、成果を受け継ぎ、発展させてまいりたいと考えています。

そのために、現場経験を生かすだけではなく、可能な限り教育現場や社会教育の現場に足を運び、まず自らの目と耳で現状を把握してまいります。また、市役所の関係各部・各課と

コミュニケーションを十分取りながら、子供たちのため、美濃市民のために全力を尽くす覚悟です。引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（辻 文男君） ただいまから令和3年第2回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

開会 午前10時11分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、1番 松嶋哲也君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（辻 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 承第2号から第7 承第6号まで及び第8 議第42号から第10 議第44号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第3、承第2号から日程第7、承第6号までと、日程第8、議第42号から日程第10、議第44号の8案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、承第2号、承第3号、承第6号及び議第42号の4案件について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第2号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第3号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第12号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、年度末に当たりまして特別交付税、国庫補助金等の確定による財源調整を含めた予算整理を行ったものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

第2表の地方債補正につきましては、学校給食センター建設事業の限度額を2,250万円に減額したものでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容につきまして御説明をいたしますので、7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表により御説明をいたします。

初めに歳入でございますが、7款 地方消費税交付金は4,184万3,000円の増額、11款 地方交付税は3,320万7,000円の増額、15款 国庫支出金は4,767万4,000円の増額、19款 繰入金は、財政調整基金繰入金7,502万4,000円の減額、22款 市債は4,770万円を減額したものでございます。

次に、歳出については8ページをお開きください。

10款 教育費は、補正額はございませんが、財源の調整を行い、国庫支出金4,767万4,000円、一般財源2万6,000円をそれぞれ増額し、地方債4,770万円を減額したものでございます。

9ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で承第2号の説明を終わります。

続きまして、承第3号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では13ページから21ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明をさせていただきますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第4号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年4月1日から施行が必要であった規定について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、1点目は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するもの。2点目は、退職所得申告書の電子提出に係る規定を新たに定めるもの。3点目は、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整に関する特例の適用期間を延長するもの。4点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9か月延長するもの。5点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するもの。6点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除を拡充・延長するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、2ページをお開きください。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号等の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

改正の内容につきましては、新旧対照表の下線部分を御覧いただきたいと思ひます。

第1条関係、美濃市税条例の一部改正につきまして、第28条の2第4項は、給与所得者の扶養親族申告書について、第28条の3第4項では公的年金等受給者の扶養親族申告書について、それぞれ電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことによる改正でございます。

次に、3ページでございますが、第52条の9第3項、第4項は、退職所得申告書の電子提出に係る規定を新たに定めるものでございます。

5ページに移りまして、附則第9条の2では、3年ごとに行う評価替えにより、土地に係る固定資産税を決定し、3年間据え置くことが原則となっておりますが、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないとする場合には、価格修正の特例措置を令和5年度まで継続する改正を行ったものでございます。

7ページに移りまして、附則第10条の3、附則第11条では、地価の上昇などにより宅地や農地などの固定資産税が急増することを防ぐため、税負担の調整措置制度を令和5年度まで継続するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地については前年同額に据え置く措置を講じております。

次に、8ページを御覧ください。

附則第12条の2から、10ページの附則第12条の10までにつきましては、固定資産税に係る改正を都市計画税にも同様に反映させるものでございます。

次に、11ページの附則第13条の2は、特別土地保有税の課税に関する特例の適用期間を3年間延長するものでございます。

次に、附則第13条の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車両を対象にするものでございます。

13ページの附則第14条第6項から第8項までについては、軽自動車税種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象車を営業自動車に限定した上で、特例期間を2年間延長するものでございます。

15ページでございますが、附則第25条第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例として、所得税の減税制度の期間を延長し、各年度で控除し切れない額を個人住民税から控除することとしたものでございます。

附則につきましては、ホスタンプ1番、議案集の19ページをお開きください。

第1条は、施行日を令和3年4月1日と定めております。

第2条では市民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条は都市計画税に関する経過措置を、第5条は軽自動車税に関する経過措置を、第6条では美濃市工場誘致条例の一部改正について、それぞれ定めております。

以上で承第3号 専決処分の承認についての説明を終わります。

続きまして、承第6号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の28ページをお開きください。

専第7号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月14日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

当補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うための特別給付金を支給する補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1,113万9,000円を追加し、補正後の予算総額を95億1,313万9,000円としたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、29ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、31ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により御説明をいたします。

3款 民生費は1,113万9,000円を増額し、30億6,507万9,000円としたもので、内訳はひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、財源は全て国庫支出金でございます。

32ページ以降につきましては説明を省略させていただきますので、以上で承第6号 専決処分の承認についての説明を終わります。

続きまして、議第42号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集36ページをお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等に係る事業実施のため、補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,863万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を95億8,177万3,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、40ページを御覧いただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は870万円を増額し、10億7,099万2,000円とするもので、地域活性化起業人活動事業870万円を増額するもので、財源は全て一般財源でございます。

3款 民生費は518万4,000円を増額し、30億7,026万3,000円とするもので、高齢者フレイル予防対策事業518万4,000円を増額するもので、財源は全て国県支出金でございます。

5款 労働費は100万円を増額し、670万円とするもので、離職者雇用事業者支援事業100万円を増額するもので、財源は全て国県支出金でございます。

7款 商工費は5,200万円を増額し、3億6,669万6,000円とするもので、内訳は宿泊・会食等応援キャンペーン事業3,000万円、キャッシュレスポイント還元事業に2,000万円、小規模事業者持続化補助事業200万円で、財源は全て国県支出金でございます。

10款 教育費は175万円を増額し、9億4,753万6,000円とするもので、学校保健特別対策事業175万円を増額するもので、財源は全て国県支出金でございます。

以上、補正する総額は6,863万4,000円を増額するもので、財源内訳は国県支出金5,993万4,000円、一般財源870万円でございます。

以上で、承第2号、承第3号及び承第6号の専決処分の承認についてと、議第42号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、承第4号、承第5号及び議第43号の3案件について、民生部長小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、最初に承第4号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集22ページから23ページと、赤スタンプ2番、議案説明資料18ページから20ページを御覧ください。

専第5号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国の財政支援の延長を受け、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

概要は、昨年度実施しました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく国民健康保険税の減免につきまして、対象を令和3年度まで延長するものでございます。

議案説明資料の19ページ、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、昨年度追加した附則を改正するもので、本条文の改正はございません。

内容は、附則第14項で、対象期間を「令和元年度分及び令和2年度分」であったものを「令和2年度分及び令和3年度分」とする改正と、減免要件の対象となる生計維持者の文言整理でございます。

次に、議案集23ページを御覧ください。

下段の附則で、この改正条例の施行日につきまして、第1項で令和3年4月1日からと定め、第2項では適用区分を改正前の申請については従前の例によるものとしております。

これで承第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第5号、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の24から25ページと、赤スタンプ2番、議案説明資料の21から23ページを御覧ください。

専第6号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について、国保税条例の改正と同様、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

内容は、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料の減免対象を、令和3年度分まで延長するものでございます。

議案説明資料の22ページ、新旧対照表を御覧ください。

附則第8条で、対象期間を「令和元年度分及び令和2年度分」であったものを「令和2年度分及び令和3年度分」とする改正、減免要件の対象者及び要件の文言整理でございます。

次に、議案集の25ページを御覧ください。

下段の附則で、この改正条例の施行日につきまして、第1項で令和3年4月1日からと定め、第2項では適用区分を改正前の申請については従前の例によるものとしております。

これで承第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第43号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の46ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、補正後の総額をそれぞれ25億6,816万4,000円とするものでございます。

49ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

補正の内容は、歳出の2款 保険給付費を100万円増額するもので、新型コロナウイルス感染症に感染等をした給与等の支払いを受けている被保険者への傷病手当金の財政支援の適用期間が、本年6月30日まで延長となりましたことから、本年度においても手当金を支給することとするものでございます。財源内訳は、全て県支出金でございます。

50ページ以降の説明を省略させていただきます。議第43号の説明を終わらせていただきます。

以上で承第4号、承第5号の専決処分の報告及び議第43号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第44号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第44号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の53ページをお開きください。また、併せて赤スタンプ2、議案説明資料の24ページを御参照ください。

今回の制定は、コロナ禍において令和2年度の市民税の税収見込みや、令和元年度決算に比べ1億8,000万余りの減収と見込まれていること、さらに令和3年度においても減収が見込まれることから、特別職の給与について減額措置を講ずる特例を定めるものでございます。

内容といたしましては、令和3年6月1日から令和6年3月31日までを特例期間とし、市長の給料月額を現行の「81万7,000円」から10%減額し「73万5,000円」に、副市長の給料月額を現行の「69万5,000円」から8%減額し「63万9,000円」に、教育長の給料月額を現行の「57万8,000円」から5%減額し「54万9,000円」に、それぞれ改めるものでございます。いずれの場合も1,000円未満を切り捨てております。

附則では、この条例の施行日を令和3年6月1日と定めており、また平成19年に制定した既存の条例は失効しておりますので、廃止することとしております。

以上で議第44号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で8案件の説明を終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の8案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま議題の8案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありましたので、これを許します。

2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 今、議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

議第44号の美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例について、反対の立場で討論します。

本議案の主な概要は、令和3年第1回定例会で追加議案として提出され、議会で否決されたものです。私はその第1回定例会の討論の中で、もし今の給与が適正でないと考えれば、減額を続けるのではなく、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の給与の額について、本当に今の特別職の給与が適当であるか、しっかりと議論すべきであり、追加議案で出すべき案件ではないと考えます。また、どうしても減額が必要であるならば、市長の任期中に限

るべきです。財政が厳しい状況であることは理解できますが、やるべきことは事業評価をしっかり行い無駄を省くこと、事業の見直し、市長がおっしゃってみえるスクラップ・アンド・ビルドに力を尽くすことが、この議案の減額以上に大切なことではないかと考えます。また、給与の減額は、基本的には不祥事等の場合の責任としてあるべきではと考えていますと意見しました。今もその考えに変わりはありません。

5月の岐阜県議会で古田知事は、自らの給与の10分の1を3か月間減額する条例を提出し、可決されました。しかし、これは新型コロナウイルス感染症対策ではありません。笠松競馬での不祥事の引責です。

また、美濃市特別職報酬等審議会条例第2条には、審議会は、市長の諮問に応じ、議会の議員報酬の額、並びに市長、副市長及び教育長の給与の額について調査、審議するとあります。つまり、美濃市特別職報酬等審議会が開かれ、調査、議論、審議されることが重要であるはずだと考えています。

第1回定例会閉会に当たっての挨拶の中で市長は、次のように述べております。私も美濃市の特別職報酬等審議会がありますので、そこに諮っておりますが、そこでは結論を出せないという回答をいただいておりますので、こういう措置を取らせていただいておりますと話されましたが、第1回定例会の議決に対して、その結果を市長が真摯に受け止められ、市長、副市長、教育長の減額が本当に必要であるなら、審議会を招集し、きちんとした丁寧な手続で審議されることが本筋であると考えています。さらに市長は第1回定例会閉会の挨拶の中で、人事院勧告は0.05%減額であるので、ほとんど影響はないと話されましたが、郡上市では毎年特別職報酬等審議会が開かれ、市長がほとんど影響はないと話された人事院勧告の減額についての審議会が開かれ、会議録も含めきちんと丁寧に公開されています。

第1回定例会で議決されたにも関わらず、同様の議案が再度提出されたことは、私自身は議会軽視と思わざるを得ません。基本的には美濃市特別職報酬等審議会が開催され、きちんと審議されることが本筋であると考えておりますので、この議案には反対します。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） ほかにはないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に承第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第4号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第5号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第5号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第6号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第6号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第42号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第42号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第43号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議第44号については、議長は否決と裁決いたします。よって、議第44号は原案を否決いたしました。

第11 議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 次に、日程第11、議第45号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 古田豊君の退席を求めます。

〔10番 古田豊君 退場〕

○議長（辻 文男君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第45号 美濃市監査委員の選任について、提案の理由を御説明します。

議案集の54ページを御覧ください。

議員のうちから選出されております監査委員の古田秀文さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定により、これを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、古田豊さんを後任として、地方自治法第196条第1項の規定により選任したいと思いますので、議会の同意をお願いしたいと思います。

古田豊さんの住所は美濃市松森1006番地、生年月日は昭和20年2月18日でございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第45号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（辻 文男君） 挙手少数であります。よって、議第45号は原案に同意しないことに決定いたしました。

10番 古田豊君の除斥を解きます。

[10番 古田豊君 入場]

○議長（辻 文男君） これより暫時休憩いたします。

[追加議案配付]

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） それでは、市議第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ3番の1ページと、赤スタンプ4の1ページを御覧ください。

制定の趣旨としましては、厳しい財政事情の下、市民生活への影響を鑑み、市政全般にわたる事業及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するため、議会の議員の報酬月額の特例を定めるものであります。

制定の内容としましては、令和3年6月1日から議員任期満了の日である令和5年4月29日までを特例期間とし、議員報酬月額を5%相当減じた額として、議長の月額を現行の「39万8,000円」から「37万8,000円」に、副議長の月額を現行の「35万3,500円」から「33万5,000円」に、議員の月額を現行の「33万2,000円」から「31万5,000円」に、それぞれ改めるものであります。

附則の第1条では、施行期日を令和3年6月1日としており、第2条では、この条例の制定に伴いまして、平成27年に制定した既存の条例は失効しておりますので廃止することといたしております。

議員報酬を削減する条例案につきましては、去る3月議会においても提案させていただきましたが、お認めをいただかず、議長の裁決により否決となりました。しかしながら、現在の市の財政状況は非常に厳しい状況にあり、第6次総合計画及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するために、今この時期だからこそ市議会として何ができるのか、何が必要であるのかを考えたとき、議員報酬を削減することが必要であると考え、再度提案させていただきます。

また、6月に支払われる議員の期末手当につきまして、6月1日の議員報酬月額が基準とされておりますので、厳しい財政事情に鑑み、この臨時議会において適切な御判断をいただ

きたくお願いを申し上げる次第であります。

以上で市議第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日11時9分までに事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、こんにちは。

ただいま提出されました市議第3号に関する質疑を行います。

提案の説明をいただいた中では、今この時期だから市議会として何ができるのかを考えたとき、議員の報酬を削減することが必要であると述べられました。3月議会においても、今回と全く同じ議員報酬削減を提案されまして、議長裁決により否決となりました。

このことを受けて、議長の招集によりまして4月14日に議員全員による全員協議会が開催されました。私は今、ちょっとそのときの議事録のコピーを頂いてまいりました。その席上で同様の意見を述べられた後、このようにおっしゃいました。皆さんで再考していただき、賛同が得られるならまた出したいと述べられております。ほかの議員の方からも、期限付でなく、いっそもうこの議員歳費自体を下げてもいいのではないかという意見もありました。皆さんで検討する場を設けてはどうかと、そのときに議長が意見を言われまして、継続審議の一つとして議員歳費の削減というものを取り組んでいったらどうだということで全員の合意が得られたと私は認識をしております。

また、このときの議事録をもう一度見ますと、今回提出議員になっておられる議員の方も、継続審議をしていく中で課題の一つにしたらどうかというふうにして述べられておりまして、私もこのとき意見としてその方に賛成をしまして、これからも意見交換をしていこうということをお自身も発言しております。

また、このときに議員報酬の削減等に関するものに対して取り組む時期として、新体制ができる本日のこの5月臨時会をスタートとして、議員報酬をはじめ、かねてから課題として提案のあった、いわゆる議員定数や政務活動費も併せて議会活動として取り組んでいこうということで、議員全員の共通認識として最終確認をされました。

よって、今回のこの議案提出は、このときの全員協議会での合意事項をほごにした行為ではないかなというふうにして思います。提案理由を今聞きましたら、その点が説明をされておられません。全員協議会で全員異議なく合意した議員報酬等の検討をほごにして、今回の議

案提出をされた理由の説明をぜひお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（辻 文男君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） ただいま古田議員より質疑をいただきました。

確かに4月14日の全員協議会におきまして、皆さんの合意ということで議員報酬の削減、そして議員定数及び政務調査費をどうしたらいいかということ話し合っていこうという話もありました。そこは私も全然否定することはありませんし、それはこれから先、どんどん皆さんでいろんな意見を言いながら決めていけばいいことかというふうに思っております。

ただ、しかしながら現在の市の財政状況を見ましたところ、先ほども説明をいたしたとおり、非常に厳しい財政状況は続いており、また今後も非常に厳しい財政状況が危惧される場所でございます。

前回3月には否決をされたところでございますが、今回は先ほども申しましたとおり、6月の期末手当というものにも関わってきております。歳費だけの問題じゃなくて、その分がちょっと上乘せされるんじゃないかということで、厳しい中、ぜひ皆さんの賛同を得たいということで提案させていただいたわけでございます。以上です。

○議長（辻 文男君） 古田議員、いいですか。

7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 改めてちょっとお伺いをしたいんですが、私が質問した内容は、全員協議会で全員異議なく合意した、この議員報酬等の検討をしていこうと、これから全員でしていこうということが全員異議なく合意したわけでありましたが、それをほごにして今回この議案提出を再度された理由というものをお聞かせいただきたいということでございますので、いま一度よろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 古田議員の質問でございますが、全員協議会で合意されたことをほごにしたんじゃないかということをおっしゃられましたが、全然ほごにするつもりはございません。先ほども答弁いたしましたとおり、今後それも含めて話し合っていけばいいんじゃないかというのは私も賛成しているところでございます。

ただ、今回出させていただいたのは、非常に厳しい財政事情のある中で、議員定数及び政務活動費等々は別個のものだと考えて、それでも議員報酬は先にでもやっておいたほうがいいんじゃないかという考えで提出をさせていただいたわけでございます。

○議長（辻 文男君） 山口議員のほうは約束をほごにしたということではなく、緊急性があるということであえて出したということで、ほごにしたという意識はないという答弁でいいですか。

○12番（山口育男君） はい。

○議長（辻 文男君） 古田議員の質疑はほごにした理由ということにあったんですけども、ほごにしていけないという両者の食い違いなので、これは多分どこまで行っても平行線になると思いますので、これで質疑を終わりたいと思いますがよろしいですか。

[挙手する者なし]

○議長（辻 文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 私は、市議第3号についての反対の立場で討論を行います。

先ほど来、いろいろここに出ている言葉と重なる部分があるかもしれませんが、私の立場で
それなりに反対を意思表示したいと思えます。

3月に行われました令和3年第1回定例会においては、この議案は否決という結果を残し
ております。時待たずして、まだ1か月半ぐらしかたっていないんですけども、今回の
臨時議会にも前と同じように再び議員による追加議案として提案をされています。

ただ、前の議会におきましては反対討論を行いまして、さらに否決に至った、その議会の
後、先ほども出ておりますように4月14日、議員13名の出席によって全員協議会が開かれま
した。といいますのも、そのときの提案理由について、もっと時間をかけて議員全体が十分
に討論し、各議員の理解と協力、それによって総意としてまとめ、そして確たる提案ができ
ないものかと、そういう必要性が高くあったために開かれたものなのです。

そして、3月議会の否決に至りましても、決して安易な、そして単純な理由で否決をした
のではありません。議員は、このコロナにおける市民生活、美濃市に限らず全国至るところ
でいろんな情報、あるいはいろんなことが起きております。それを乗り切るためにはどうし
たらよいかについては、まず市民の声をもっともつつぶさに聞き、そして一体何がどの
ように、議員報酬の歳費の見直しだけに限らない、幅広い見直しをする必要があるのではな
いかと、全員協議会でもそのような意見がいろいろ出されたわけであります。

最後に、この協議会で太田照彦議員が述べられました、継続審議をして、そしてさらに深
めていこう、決して否決ということは、この見直しをしないということではありません。も
う少し時間をかけて、もっと詳しく知って、なおかつ議員報酬のパーセンテージも出されて
おりますが、本当にそれでいいのかということも含めて私たちは見ていく必要がある、そう
いった合意に至りました。

緊急にはいろいろ求められることがあるかもしれませんが、まだ議会は6月、9月と続い

ていきます。そうした中で本当に必要な見直しというのは、どこをしなきゃいけないのかということ再度していかなければならないことだと思っております。

今回、このような理由をもちまして、全員協議会の合意をほごというふうではないと先ほど言われたのでその言葉は使いませんが、やはりその場で合意をしたことについては、議会でするので非常に大切に慎重に扱っていただきたい、そのような理由で、改めて再提出するという本議案に対しては反対の意思表示をいたします。

これで反対討論を終わります。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名であります。したがって、可否同数となります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

市議第3号については、議長は否決と裁決いたします。よって、市議第3号は原案を否決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時39分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第12 各常任委員会委員の選任

○議長（辻 文男君） 日程第12、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会委員には、太田照彦君、古田豊君、岡部忠敏君、古田秀文君、梅村辰郎君、豊澤正信君、松嶋哲也君の以上7名を、民生教育常任委員会委員には、佐藤好夫君、山口育男君、永田知子君、服部光由君、須田盛也君、辻文男の以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸

君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○副議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（佐藤好夫君） 議長 辻文男君から、休憩中に議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番 辻文男君の退席を求めます。

〔9番 辻文男君 退場〕

○副議長（佐藤好夫君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（澤村 浩君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和3年5月13日、美濃市議会議長 辻文男、美濃市議会副議長 佐藤好夫様。

○副議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。9番 辻文男君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、9番 辻文男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

9番 辻文男君の除斥を解きます。

〔9番 辻文男君 入場〕

○副議長（佐藤好夫君） ここで、9番 辻文男君から発言を求められておりますので、これを許可します。

9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 議長を辞職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月臨時議会におきまして、皆様の温かい御支援の下、議長の職を拝命してから、早いもので1年過ぎました。この間、皆様方には議会運営に格別な御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染拡大という状況ではありましたが、おかげさまで大過なくこの任務を終わらせていただきますということにつきまして、心からお礼を申し上げたいと

思います。

いろいろ議長として学ばせていただくこともたくさんありました。議長を辞しましても美濃市の発展のため、また一議員として、なお一層の努力を傾注する覚悟であります。どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうも1年間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

議長の選挙

○副議長（佐藤好夫君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐藤好夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（佐藤好夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤好夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐藤好夫君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○副議長（佐藤好夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤好夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（佐藤好夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（佐藤好夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（佐藤好夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、佐藤好夫7票、太田照彦君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、佐藤好夫が議長に当選しました。

ただいまの選挙において議長に当選しました佐藤好夫に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選したことを告知いたします。

ここで、議長就任の挨拶を申し上げます。

○新議長（佐藤好夫君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方の推挙により議長の御指名をいただき、誠に身に余る光栄に存じます。御案内のとおり、浅学非才で未熟ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、美濃市政の発展並びに市議会の発展と円満な議会運営に誠心誠意努めてまいります。重責を果たしてまいる所存でございます。今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。甚だ簡単で意を尽くせませんが、議長就任に当たり、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。

また、副議長を昨年5月から議長の補佐役としてしてまいりましたが、皆様方の温かい御支援のおかげをもちまして、無事に1年間務めることができました。今後とも、皆様方の御支援、御協力をよろしく願いしまして挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時05分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙

○議長（佐藤好夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、

直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤好夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤好夫君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 投票漏れはないと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（佐藤好夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（佐藤好夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、古田秀文君7票、梅村辰郎君6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、古田秀文君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました古田秀文君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長の古田秀文君の挨拶があります。

○新副議長（古田秀文君） 一言、御挨拶を申し上げます。ただいま皆様方の御推挙により副議長に当選させていただき、身に余る光栄に存じます。

美濃市は、現在厳しい財政、事業の中で市民の負託に応える市議会の責務も一段と重いものがございます。そうした中、佐藤議長の下、議会が公正で円滑に運営されますよう誠心誠意努力をいたす所存でございます。

今後とも、皆様方の格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより暫時休憩いたします。再開は午後1時20分からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時20分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長に松嶋哲也君、副委員長に梅村辰郎君、民生教育常任委員会は、委員長に須田盛也君、副委員長に服部光由君であります。

以上、報告いたします。

第13 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐藤好夫君） 日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、12番 山口育男君、9番 辻文男君、5番 梅村辰郎君、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の以上5名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は、第一委員会室に御参集ください。

休憩 午後1時22分

再開 午後1時30分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に山口育男君、副委員長に松嶋哲也君であります。

以上、報告いたします。

お諮りいたします。現在、設置されています総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

総合計画・地方創生特別委員会委員の選任

○議長（佐藤好夫君） 総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。

名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（佐藤好夫君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、総合計画・地方創生特別委員会の委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を総合計画・地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に総合計画・地方創生特別委員会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時43分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総合計画・地方創生特別委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

総合計画・地方創生特別委員会の委員長に辻文男君、副委員長に永田知子君であります。

以上、報告をいたします。

ここで、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので、配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（佐藤好夫君） 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、この臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、令和3年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時46分

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。
市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本日の令和3年第2回美濃市議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本日の臨時会におきまして、議長・副議長の選出並びに常任委員会をはじめ各委員会の委員の構成が行われ、新しい議会がスタートしたと思っています。議長には佐藤好夫議員、副議長には古田秀文議員がそれぞれ御当選され、誠にありがとうございます。

議長をはじめ各議員の皆様には、市政進展のため格別の御尽力を賜りますよう、また併せて議会運営の適正な運営に御支援いただけますようお願いを申し上げます。

また、本日臨時会に提案いたしました各議案につきまして、審議を賜り、報酬並びに人事案件を除き、原案のとおり承認していただきました。ありがとうございました。

報酬の減額につきましては、コロナ禍にあって近々の財政課題に対して、市政運営並びに市民に寄り添う、この姿勢をお示しいただきました議員の皆様には感謝を申し上げます。

討論で提案されました予算の見直しでありますけれども、市民にとって、あるいは市政にとって必要なものがあるのかということでありましたが、ぜひ何が不要かというものを具体

的にお示しいただければと思っております。

令和3年度の予算につきましては、先般の定例会でもお願い申し上げましたけれども、非常に厳しい財政の中で真に必要な事業については取り組みたいということで編成をしてみました。予算が不足する状況にあり、自治会等の方々からのいろんな要望が来ておりますけれども、なかなか全てを賄うという実態になっておりません。こんな中でありますので、ぜひ皆様にも適切な御判断をいただければというような思いでございます。

また、承認・議決をいただきました新型コロナウイルス感染症に対する各種の施策につきましては、早期実現を目指し、安全・安心な市民生活の確保と、本当に困っている方々への支援を行ってまいりたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の現状は刻一刻と変わりつつあります。昨日も岐阜県では1日当たりの感染者数が最高になりました。愛知県では、昨日から緊急事態宣言が発出され、岐阜県にはまん延防止等重点措置区域がなされました。市民の皆様には、マスクの着用、手指消毒などの基本的な対策はもとより、県境をまたぐ不要不急の外出の自粛、大人数、長時間での飲食の自粛、感染防止対策がなされていない飲食店の利用の自粛など、改めて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、国・県の施策も刻々と変わってまいります。議員各位には、できるだけ速やかに説明会を開催するという方針でございますけれども、時間がない場合もございますので、適宜適切に実行していかねばならないこととなっておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健康に留意され、より一層の御活躍と市政に対する御支援、御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本日は長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、誠にありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いをいたします。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月13日

美濃市議会議長 辻 文 男

美濃市議会副議長 佐 藤 好 夫

美濃市議会新議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 松 嶋 哲 也